

## 甲府市建築行政支援システム更改業務委託に係わる 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本業務は、平成28年度に構築した「甲府市建築行政支援システム」の使用期限を迎えるにあたり、円滑にシステムを使用できるよう安全かつ確実に本システムの環境再構築、移行作業を行うとともに、システムの操作性向上や機能を追加することにより、本市における建築物等の情報管理の適正化、効率化と建築相談及び証明書発行業務の迅速化を実現することを目的とするものである。

この実施要領は、甲府市建築行政支援システム更改業務の委託事業者を、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から「公募型プロポーザル」により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

甲府市建築行政支援システム更改業務委託

#### (2) 業務内容

「甲府市建築行政支援システム更改業務委託仕様書」による

#### (3) 納入場所

甲府市まちづくり部まち開発室建築指導課

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### (5) 提案上限額

25,146,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていないこと。
- (7) 過去10年以内に地方公共団体から発注された、GISと連携した建築確認システムの構築業務（更改業務を含む）の業務履行実績（LGWAN-ASP型）を有する者であること。
- (8) 品質管理の観点から、契約拠点及び作業担当部署等において、以下の認証を受けていること。

- ・ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・JISQ15001（プライバシーマーク）
- ・ISO/IEC27017（ISMSクラウドサービスセキュリティマネジメントシステム）
- ・ISO 9001（品質マネジメントシステム）

- (9) 下記の技術者を適切に配置できること。

また、下記の技術者のうち1名以上は、「空間情報総括監理技術者」の有資格者であること。

なお、同種・類似業務実の区分詳細は様式4-1、4-2、4-3を参照すること。

**【管理技術者】**

- ・1名配置すること。
- ・同種業務実績を有していること。

**【照査技術者】**

- ・1名配置すること。
- ・同種業務実績若しくは類似業務実績を有していること。

**【担当技術者】**

- ・1名以上配置すること。
- ・同種業務実績若しくは類似業務実績を有していること。

#### 4 スケジュール

項目	期日
1 プロポーザルの公告	令和8年4月6日（月）
2 質問受付期間	令和8年4月9日（木） 午後5時必着
3 質問と回答の公表	令和8年4月13日（月）
4 参加表明書および企画提案書等の提出期限	令和8年4月24日（金） 午後5時必着
5 プレゼンテーション	令和8年5月13日（水）
6 審査結果の通知と公表	令和8年5月15日（金）

7 優先交渉権者との契約交渉	令和8年5月下旬
8 契約手続き	令和8年5月下旬

#### 5 参加に係わる必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

	名称	様式及び添付書類等
ア	参加表明書	【様式1】 ・代表者印等を押印のこと。
イ	業務実績書	【様式2】 ・LGWAN-ASPによるGISと連携した「建築確認システム構築または更改業務」 ・元請け完了実績とし、公告日現在も継続稼働中であること。
ウ	業務体制表	【様式3】 ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、所属及び担当する業務等）について記入すること。
エ	配置予定技術者調書	【様式4-1】 ・管理技術者について記載 【様式4-2】 ・照査技術者について記載 【様式4-3】 ・担当技術者について記載 ※必要書類を添付すること。
オ	企画提案書	・表紙は【様式5】とし、その他は任意様式とする。 ・仕様書の目的、業務内容を踏まえ、次のA～Dの事項について具体的な手法や業務の進め方等を記載すること。 A 実施方針 B 業務内容 C 業務工程 D その他有益な提案（任意） ・用紙はA4版、横書き、文字サイズ11ポイント

		ト以上とする。 ・表紙および目次を除いて20ページ以内で両面印刷とする。 ※A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。(A4サイズに折ること。)
カ	機能要件一覧	仕様書別紙「機能要件一覧」 ・対応可否を記入すること。 ・対応不可の項目がある場合は、失格とする。
キ	見積書	任意様式 ・具体的な積算内訳を記載すること。 ・見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

## 6 質問書の提出期限、提出方法及び場所

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

質問書【様式8】

### (2) 提出期限

令和8年4月9日(木)午後5時までとする。

### (3) 提出方法

質問書を添付した電子メールにて提出すること。

### (4) 提出先

「15 連絡先」に記載のメールアドレスに提出すること。

## 7 質問への回答

令和8年4月13日(月)までに甲府市ホームページへ掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

## 8 参加表明書および企画提案書等の提出期限、提出方法及び場所

### (1) 提出書類

ア	参加表明書【様式1】	1部
イ	業務実績書【様式2】	8部
ウ	業務体制表【様式3】	8部
エ	配置予定技術者調書【様式4-1、4-2、4-3】	8部
オ	企画提案書(表紙は【様式5】を用いること)	8部

カ	機能要件一覧	1部
キ	見積書	1部
ク	誓約書【様式6】	1部
ケ	法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことを証する書類の写し	1部
コ	企業の認証を証する書類の写し	1部
サ	企業の実績を証する書類の写し	1部
シ	配置予定技術者の資格を証する書類の写し	1部
ス	配置予定技術者の雇用関係を証する書類の写し	1部
セ	配置予定技術者の実績を証する書類の写し	1部
ソ	外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート【様式7】	1部

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「15 連絡先」に提出すること。

## 9 プレゼンテーション

(1) 日時・会場

ア 実施場所：甲府市役所 本庁舎4階 市民対話室

イ 日 程：令和8年5月13日（水）（詳細は別途通知する。）

※ 社会情勢により、リモート（Web方式）で実施する場合もある。

(2) 出席者

4名以内とする。

(3) 実施方法

ア 時間は55分とする。（プレゼンテーション及びデモンストレーション40分、質疑応答15分）

イ プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参のこと。

ウ プレゼンテーションは、企画提案書等の提出書類に記載した内容で行うこと。別途資料配布（追加提案を含む）は認めない。

エ デモンストレーションは、導入を前提としたシステムで実施すること。庁内LGWAN環境で行うことが望ましい。

オ デモンストレーションは、建築確認及び空き家関連データ等の台帳管理（自動取込機能含む）、帳票出力、台帳検索、集計機能、図形出力等の標準パッケージ

ジ機能に加え、行政事務の効率化に資する観点から有益となる提案について実演してください。

## 10 審査方法

### (1) 優先交渉権者の選考

本業務の受託者選考に当たっては、「優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、「甲府市建築行政支援システム更改業務受託者選考審査委員会」において審査し、各委員の評価点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を第1優先交渉権者とし、第2位の者を第2優先交渉権者として選考する。

### (2) 審査

書類、プレゼンテーション及び見積金額について、総合的に審査を実施する。

### (3) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページへ掲載する。

審査結果通知日は令和8年5月15日（金）とする。

### (4) その他

ア 審査は非公開とする。

イ 総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しないことがある。

ウ 評価点の合計が同点の場合は、審査項目である提案、機能要件、実績・体制、価格、プレゼンテーション等の順で、より上位点を獲得した者を優先交渉権者とする。

エ 第1優先交渉権者と市は仕様並びに価格等の協議を行う。協議が整わない場合、市は第2優先交渉権者と協議を行い、受託者を決定する。

オ 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、価格点を除いた評価点の得点率が6割以上である場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

カ いずれの参加者も価格点を除いた評価点の得点率が6割に満たなかった場合は、最高得点者に対してヒアリングを行い、提案内容の変更等を協議のうえ、価格点を除いた評価点の得点率6割を上回る変更を行った場合のみ、当該最高得点者を優先交渉権者とする。上記以外の場合は、本プロポーザルは不調とする。

キ 優先交渉権者は、協議を行う際、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された業務内容に関する記録を提出することとする。

## 11 契約及び支払方法

受託者は、本市と随意契約を締結し受託業務を実施する。なお、本市は、業務完了後、検査を経て、委託料を受託者に支払うこととする。

## 12 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (4) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

## 13 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加に係わる必要書類の提出期限までに参加辞退届【様式9】を提出すること。参加辞退は自由であり、辞退した場合においても、以後、本市が発注する業務等において不利益な取り扱いを行わない。

## 14 その他

- (1) 参加申込及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 本市は、提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

## 15 連絡先

甲府市まちづくり部まち開発室建築指導課（担当：鈴木）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

（電話）055-237-5824

（ファックス）055-232-4834

（メールアドレス）tosiksido@city.kofu.lg.jp